## 令和6年度 第1回四條畷市いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日	時	令和6年7月8日(月) 午後2時から
場	所	四條畷市役所本館 3 階 委員会室

(出席者) 小寺会長・鉄副会長・川田委員(範委員の代理)・池田委員・橋垣委員 小林委員・板谷委員・太田委員・田中委員・中西委員・金子委員・ 神本委員(順不同)

# 1. 開会

事務局:会議公開の確認、会議成立の報告、資料の確認、委員自己紹介

# 2. 議事

案件1.「令和5年度の市内小中学校におけるいじめ問題の状況について」

小寺会長: 事務局から説明をお願いします。

事務局: (教育支援C) いじめ認知件数は令和元年度以降、高い件数で推移しております。例 年確認していることではありますが、これは積極的な認知で、いじめ防 止対策推進法やいじめ防止等のための基本的な方針に基づいて行ってお ります。

定義としては、法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、とされています。

定義をふまえ、子どもが心身の苦痛を感じているものはすべていじめ と認知し、早期対応を進めております。そして、大切なことは解消まで 見守ることです。方針に示されている内容をふまえ、指導や見守りを継 続し、安心できる学校生活になるように対応しております。

いじめの解消については、①いじめに係る行為が止んでいること、② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことをいいます。

そのなかでも、相当の期間、いじめに係る行為がやんでいることについては、少なくとも3ヶ月をめやすとするとなっていますので、その間、丁寧に見守りをしています。

「いじめが解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることをふまえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察することを学校と一緒にしております。

認知件数を学年別にみますと、学年が上がるにつれて認知件数が減少 傾向にあります。小学1、2年生のところだけ違っていますが、基本的 にはそういう傾向にあります。

これは、学年が上がるにつれて自分で対応したり、調整したりしているため、先生に相談しなくなる面もあると思っています。しかし、日々トラブルが起こる可能性はあるため、起きたときには指導をし、指導のなかでいじめを認知しているケースもありますので、ゼロになることはなかなか難しいのではないかと考えております。

いじめ発見のきっかけについて、小学校のほぼ90%はアンケートとなっております。毎年実施しているいじめのアンケートで記入していただくこととしています。特に、低学年の子どもたちは「いじめがありましたか」、「いやなことはありましたか」と問われると、「あった」と回答する子が多くなってしまうのですが、1件1件記入している子に話を聞くこととしています。解決済みや相談済みのものもあることが現状です。

課題としては、指導段階でどれだけ認知できるか、また日々起きている出来事のなかで認知できるか、だと考えております。早期発見により、重篤化することを防ぎ、子どもの安心と成長につなげられることから、教職員がアンテナを高めていく必要があります。

中学校においてもアンケートが一番多いのですが、学級担任や担任以外の認知も多く、日常の指導や出来事から認知していることがうかがえます。中学校においては、解消が難しいこともありますが、保護者や必要な場合は警察等関係機関と連携しながら、粘り強く丁寧な指導を重ねていくとともに、日々、いじめが起きづらい学校体制づくりが大切としています。

小寺会長: いじめの実態に関する状況について事務局から説明をいただきました が、委員のみなさん、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

金子委員: 先ほど事務局から件数や概要を説明させていただいたんですけれど も、令和5年度の特徴について補足させていただけたらと思います。ま ず、資料の中段をご覧ください。

いじめを認知した学年別認知件数について、先ほど、低学年からだん だん学年が上がるにつれて少なくなると言っているんですけれども、近 年、低学年、小学校1、2年生のいじめの認知件数の増加率が顕著で す。

学校のほうでも分析しているんですけれども、小学校1、2年生段階で、友達同士で適切にコミュニケーションをとることが苦手なお子さんもいらっしゃると思っています。

社会の変化なのか、一定期間、コロナ渦で人と関わることが少なくなった、様々な社会的な要因があると思いますが、学校においては、小学校1、2年生のうちから、どうやって友達と付き合っていくかということに重点を置いて、各校、指導をしています

もう一点、特徴で、令和5年度の教職員からの情報で内訳のなかに、 本人の保護者というところがあり、ここが44件、過去最多となっています。

いろいろな見方はできるかもしれないです。学校に本人ではなく、家に帰ってきたらうちの子がこんなことを言っているんですけれど、家に帰ってきたら泣いてて、など、良い意味でいくと、学校に保護者の方が相談しやすくなったと思っています。社会的にもいじめという言葉が報道等でもたくさん使われるなか、学校に相談しやすくなったのが一つ。

もう一点、これだけニュースでいろんなところでいじめという言葉が 毎日報道されると、保護者が学校に通わせることに対して、大きな不安 を持たれている方も多いのかなと思います。

教育支援センター、各学校としましては、学校が安心安全な場所です よということを学級通信などを通じて、積極的にこれからもお伝えし て、保護者の方の不安を減らしていければ結果的にいじめも減っていく のではないかと思っています。

以上2点です。

小寺会長: なにか委員のみなさん、ご意見、ご質問などありませんか。

中西委員: 小学校低学年の増加率が顕著ということでしたが、中学校の方は若干減少傾向なのが見受けられるのですが、このあたりの分析、なにか中学校でこういう取組みをしてこういう結果が出ているということがあるのか、教えてください。

事務局: (教育支援 C) 明確にこれが直結しているという分析まで至っていませんが、いじめを認知し、解消まで見守る、丁寧に対応するということを継続して取り組んでいますので、それらの積み重ねが1つあると思います。

また、発達支持的な生徒指導で、学校の授業であったり、行事全てをとおして、子どもたちを支えていくという取組みを進めていますので、そういったことも一つ一つ関係しながらの減少も考えられると思っています。

その反面、コミュニケーションの面についても金子委員から話がありましたように、出せないという子も一定数いるのかなというのも忘れてはいけないポイントとして、丁寧に対応したいと思っています。

小寺会長:

いじめ重大事態には、2種類あるとのこと。第1号は、生命、財産など犯罪に近いような行為だったと思いますが、第2号は、引きこもり、不登校に結びつくような原因という分け方でよろしいでしょうか。

金子委員:

第1号については、心身に大きなけがを負わせること、金銭的に、か つあげであったり、重篤なケースを想定していただけたらと思います。

第2号についても、ご指摘のとおり、いじめを起因、要因として、めやすで30日不登校状態にある、そういった児童生徒の支援を充実させるためにも、第2号重大事態として対応することで、同じような苦しみを味わう子どもたちが出ないように、積極的に認知が始まっています。

近隣市とも情報共有するなかで、第2号のいじめ重大事態、不登校の 事案が各市多く推移しており、対応に苦慮しているところです。

小寺会長:

いじめの対策としていろいろ出てきているんですけれども、たとえば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心理職やソーシャルワーカーの採用を重点的に行われているとのことですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

金子委員:

専門家との連携は大事だと本市も考えており、拡充を進めています。数だけではなく、学校のほうで行っているケース会議への参加であったり、大きな会議でなくても、日々の学校活動のなかで、職員の1人として、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)の方を位置付けて、子どもの見立て、アセスメントとプランニングに専門家の視点を入れながら、子どもたちの安心安全が守れるように、サポートできるよう進めているところです。

鉄副会長: 一つの事例ですが、本校においては、6月に1年生のクラスを対象に、

スクールカウンセラーによる、いじめ防止の授業、7月に2年生を対象とした、同じようにいじめ防止の授業を行っていただいております。

これは昨年度から子どもたちの現状を見たときに、全体に対して、もう 一度再確認、小学校のときにもいろいろといじめに対する授業、道徳のな かでも実施しておりますが、専門家の視点から1時間、授業をしてほしい ということで、昨年度から実施しています。補足で事例をあげさせていた だきました。

小寺会長:

ありがとうございます。

今、学校では端末を1台ずつ児童が持っているんですね、子どもさんからのSOSの発信もあると思うんですが、この端末はどういう形で活用されているんですか。

事務局: (教育支援C) 1番は学習のなかでICTをどう活用して、学習効果を上げていくかをメインに、一人1台の活用を図っています。本市は持ち帰りもさせることになっているので、子どもたちは家に持ち帰って家庭学習に活用したりしています。不登校等で教室に入れない場合に、家庭であったり、校内ルームからオンラインで授業を繋いでといった使い方も進めているところです。

小寺会長:

ありがとうございます。他ございますか。

小林委員:

以前スクールカウンセラーの方の研修を受けたのですが、小学校1年生、2年生、数が多いんですが、本当に些細なこと、どこまでがいじめかわからないんですが、保育園から来てという感じで、ちょっとちょっかいをかけたり、消しごむを隠すとか、些細なことが多いとおっしゃっていたんです。

いじめとしてあげられているのは、どのへんから線引きされているのでしょうか。

金子委員:

態様別にいいますと、1、2年生で一番多いのは冷やかしやからかいになるんですけれど、具体例ではありませんが、「あだ名で呼ばれた」、「にらまれた気がする」、「ぶつかられた」、「階段で落とされそうになった」。被害に遭われたお子様の主観に基づく部分になりますが、人間関係のなかで傷つく子どもたちが増えている現状にあるので、1、2年生の担任が毎日ハラハラしながら学校業務をしています。

些細なことではありますが、傷つく子どもたちがたくさんいるなかで、学校で可能な限り、特に小学校1、2年生が複数の先生、大人の目

で見れるように、担任外の先生であったり、さきほどでました、スクールカウンセラー、管理職も含め、可能な限り複数の目で見て、小さな傷つきも見逃さないように対応に励んでいるところです。

## その他「各主体によるいじめ対策の取組みについて」

小寺会長: ありがとうございました。

夏休みを前に、いじめ防止に関する各団体の取り組み等について、 順にお聞きしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

川田委員: 四條畷警察署です。

警察としては、夏休みに入る前に犯罪の未然防止活動、非行防止教室というのを行っています。主な対象としては、小学校6年生、中学校1年生です。内容としては、いじめの話であったりとか、暴行、窃盗、いま話題になっているSNSに関するいろんな話をしています。

四條畷管内では、少年事件は増加傾向にあるかなと。少年事件を担当しているので肌に感じているところです。

そのなかでも、中学生による犯罪が多いと実感しています。犯罪を犯した少年から話を聞くと、これぐらいだったら別に大丈夫じゃないのかと思ってやったと、安易に自分の中で線引きしている少年が多いというように感じています。また、SNSに関しても、危険性を理解しないまま、被害者であったり、加害者であったりの危険性が潜んでいると感じています。

これらを防止するのに、学校であったり保護者に指導していただくのはもちろん重要なのですがこれにプラスアルファ、普段関わっていない警察官が学校に赴いて、講義することで犯罪に対する理解、SNSの危険がより感じられるのではないかと思っています。

これから夏休みに入りますので、非行防止教室を受けていただくよう お願いいたします。

池田委員: 大阪府中央子ども家庭センターです。

子ども家庭センターなので、いじめの相談はなかなか少ないんですけれども、不登校であったり、虐待とかであったりするんですが、お子さんから聞く話で、学校でのいじめ被害がよく耳に入ります。小さいものから大きなものまであるんですが、最近多く感じるのが、SNSなどネット関係によって繋がっていく子どもたち、同じ学校、校区だけでなく、ものすごく幅広く、他市にもまたがるようなネットワークがあるなかで、無視されたりとかいろいろ耳にするので、SNSの使い方、どう

いったことに繋がっていくのかも含めて把握するなかで指導している状況です。

学校のなかで子どもたちが生活しづらい、学校現場でしんどい思いを している状況があれば、子どもの同意を得たうえで、学校現場と連携し ながら、子どものストレス、学校生活の時間が長いので、過ごしやすく できるように他機関とも連携しながら続けているところです。

引き続き、連携しながら支援していきたいと思っています。

### 橋垣委員:

青少年指導員協議会です。

7月20日からいよいよ夏休みに入りますので、子どもが夜出回ることが多くなってきます。行事としては、各地区で7月28日から盆踊りがありますので、夜店とかで、いろいろな犯罪が関わってくる可能性がありますので、青少年指導員としては、パトロールを行います。

各中学校校区では、先生方と青少年指導員と、警察の方もいらっしゃれば、夜のパトロールも行っております。

また、9月22日に、昨年は10月だったんですが、わいわいキャンプを行う予定にしております。昨年は40人募集のところ、60人希望がありましたが、残念ながら40人という形で抽選させていただきましたが、低学年のいざこざがでてきました。ちょうどコロナが始まる前の年齢でいうと、幼稚園時代の年齢になりますので、よその学校の友達との関わり方を知らないという形で、口喧嘩から些細なことで手を出す可能性もありました。

今年は50人を募集する予定にしておりますので、小学校3年生から を対象にしていますので、関わり方の様子を見ながらわいわいキャンプ を見ていきたいと思っています。

### 小林委員:

民生委員として、8月に子育てフェスティバルを開催します。

対象者は就園前の子どもたちですが、夏休み中ですので、低学年のお 子さんも一緒に来ていただく準備をしています。

アンケートでこれだけの人数がいるということですが、校区担当主任 児童委員から聞いたところ、担当校区内では情報として入っていないう え、小中学校の見守り対象者もいないとのことです。しかし、高校生は 対象に入っておらず、不明とのことです。

学校と民生委員と定期的に情報交換会も行っています。

地区では子ども対象の夏祭り、夏休み絵画展など計画しています。学校と地域と現在は連携がとれており、子どもたちの育ちを応援しています。

## 鉄副会長:

小中学校生活指導研究協議会からの取組みは、さきほど自己紹介でも 言わせていただきましたが、SNSに関するアンケートを実施して、リ ーフレットを配布する事業、不登校についての対応を研究協議していく こと、いじめの重大事態に繋がる不登校のパターンもありますので、い じめの未然防止、早期発見、早期対応の各校の取組みを再確認している ところです。

子どもたちが成長していくにあたって、さきほどもありましたけれ ど、どのように周りの子どもたち同士がつきあっていったらいいんだろ うかということを、昔だったら切磋琢磨しながら、学びながら大きくな っていくところがあるんですけれど、そのあたりになかなか難しい場面 があります。

なにかいざこざがあったら、子ども同士は、ごめん、悪かったな、ということで判断して終わるけれども、いじめの報道で過敏なところもあって、保護者の方が、うちの子がいじめられた、相手の親に言いたい、というような感じの動きが出てきたら、加害者とされている子も、以前うちの子もこんなことをされたから、うちの子も被害者だ、というような、なかなか難しいケースに繋がっていくパターンもあります。

それから、うちの子はいじめられている、学校でなんとかしてくれ、 学校が真摯に、わかりました、加害者、被害者からきちっと話を聞いて 事実を確認しますね、というと、それはやめてくれ、うちの子はそんな ことを聞かれたら、あとあとしんどくなるから、ということで、調査が できないままでその子がいじめられている、なんとかしてくれ、とな る。

当たり障りのないような調査をやったら、いじめが出てこない、という難しいケースがあります。かといって、ちょっとしたことでわからないなかで、欠席が続いて、30日を越えて蓋をあけたら自殺してしまったというケースも報道されています。

軽いケースを重たく過敏に反応するパターン、何も気にせずにやっていたことが大きな結果に繋がるパターン、難しい対応が現場では求められている状況です。

先ほど事務局からもありましたように、積極的に認知して一つ一つきちんと対応していこう、小学1、2年生の担任の先生は、クラスでアンケートであがってきたら、一つ一つ確認していくんです。子どもたちに、これはどういうことかと聞いて、金子委員からもありましたように、にらまれた感じがした、など、そうなんや、と聞いてあげることで先生が知ってくれて安心するパターンもある。

中学校になっても同じようなパターンがあります。個人的な意見なんですけれども、人間関係の希薄、コロナ渦もあって、人間関係のつながりがものすごく薄くなっているのが一番課題かなと感じています。

校区では、なんでもいいから本音が話せるような「話そう」、そのうえであいさつなどを頑張ってやって「繋がっていこう」。挨拶を頑張るというのは変な言葉なんですけれど、小学校の子どもたちに挨拶を頑張りましょう、と言いました。そしたら頑張りました。本当に素直だと思います。

頑張ることでつながっていく、そのうえでみんなと一緒にいろんなことにチャレンジできるようにということをスローガンにあげながら、田原地区ではこども園が一つ、小学校一つ、中学校一つ、こ小中で全員で取組みを進めるとしています。先日、民生委員さんから「子どもさわやか賞」を表彰していただきありがとうございました。

そのような感じで取組みをしていこうと、これは一つの例であって、どの学校もいろいろ取組みを進めていっていますけれど、実際の対応のところでは、さきほどもいいましたように、難しいケースがいっぱいあります。それぞれ一つ一つに対して、丁寧に対応しながら、日々過ごしている現状があることはこの会でも言わせていただかないといけないなと思いました。

そのときにいろんな方からのサポート、いろんな機関からのサポートがあってこそだと思いますので、いろいろと情報共有しながら、情報共有する場は守秘義務があるので、きちっと情報共有して、子どもの成長、発達支持、指示するんでなく、支えるんですね、発達を支えていくという生徒指導ということですので、みんなで一緒に子どもたちの成長を支えていけるように協力して進めていけたらと思います。

#### 小寺会長:

ありがとうございました。

鉄副会長からあったように、周りがきちっとサポートしていく体制が なければ子どもの発達も促されていかないんだろうという状況です。

夏休みの長い期間をどう過ごしていくかということで、各機関いろんな取組みがされているというのをご紹介いただいたので、有意義な夏休みを過ごしていただきたいと思っています。

四條畷警察の川田委員から気になる、中学生の、件数的にも、質的に 悪いという形で犯罪に繋がるような状況と。昨年も四條畷警察の方から 大東、四條畷の中学生が府下的にもひどいということを聞かされていた んですけれども。そのあたりは変わっていないみたいですね。 川田委員:

昨年もこのようなお話があったと思うんですけれど、実際に件数的には1.5倍ぐらいになっているところです。要因としては、先ほどもお話があったとおり、SNSで全く知らない市外であったり、東大阪であったり、そういう子たちと大東、四條畷の子が繋がって、一緒になったりというようなことが多くなっています。

認知すれば積極的な事件化をするよう努力はしていて、そのおかげも あって件数があがっているというふうにも感じています。

小寺会長: 今、取組みをお聞きしましたが、何かほかにありますか。

金子委員:

中学生の話題に関連しまして、SNSのトラブルについて、小学校で 先生をしていると、子どもたちも保護者の方も実はSNSでトラブル が、ということで、頻繁に相談いただくようになりました。

傾向としては、小学生の間はSNSで保護者の方がやり取りを気にしていただいたり、子どもたちもまだご自身の保護者に伝えやすいのかなと。中学生になったら保護者も見ないという方も増えるし、SNSのトラブルは国を挙げて方策を打たないと、本当にみんな困っていると思うし、子どもたちが事件や犯罪に巻き込まれているというのも本市でも例外ではないと思っています。

また、鉄副会長も仰っていましたが、小中生指協でリーフレット配布をしていただいていますが、よりいっそう啓発活動が一緒にできたらと思っています。

小寺会長: 他に、ご意見等はございませんか。

無いようですので、次に事務局から説明をお願いします。

事務局: では、事務局から3点ご報告させていただきます。

資料3「地域で育つ子どもたちのため、いじめのない社会へ!」のチラシをご覧ください。

夏休み期間中の子どもたちに対して、地域として、子どものいじめ防止 に向けて、見守っていこうというチラシの配布を毎年行っています。

今年も7月に各地区への回覧をいたします。

「いじめのない社会へ!」と題し、ご覧のとおりの内容を掲載いたしております。

最近では、いじめ問題が社会問題として取り上げられることが、多くな

ってまいりました。

本市では、本協議会を立ち上げ、各機関連携のもと、いじめ防止に取り組んでおり、このチラシは、夏休みを前に、3つの視点をもって「地域でいじめ防止に取り組んでいきましょう」と地域の見守りを啓発するものです。

1つ目が、周囲の大人が子どもの見本となるように、まずは大人自身が「いじめ」に関しての規律を正すということを含めて書いております。

2つ目には、近所の子どもに挨拶などを行い、つながりを持つように し、地域の目があることを子どもたちに伝え、いじめの抑制や回避につな げていくことを書いております。

3つ目に、大人が徹底して「いじめはだめだ!」と断言し、その姿勢を 子どもたちにしっかりと見せることを書いております。

夏休みなどの長期休業期間中は、地域で子どもたちを見かけることが多くなります。その時に、しっかりと「いじめはいけない!」ということを、地域が、大人が、態度で示し、いじめを社会からなくしていこうということを示しているものとなっております。

次に、裏面の資料4の広報誌の写しですが、こちらは5月号で同様の周 知を行ったものございです。

3点目のご報告です。すでにお持ちの方もいらっしゃるかと思いますが、 資料4「四條畷市子ども基本条例」のパンフレットについてです。このパン フレットは、子どもたちに周知するために、毎年小学6年生を対象に配布し ております。

条例本文中にも載せておりますが、国が批准している子どもの権利条約の中でも、柱となる「生きる、育つ、守られる、参加する」子どもたちの4つの権利を大きく示し、これらの権利をまもるために地域で連携して、子どもたちを支えるとしています。

四條畷市の取り組みとして、主なもの8つを下に掲載しております。裏面には、困ったときには、すぐにまわりの人に相談できるように、相談窓口一覧を記載しています。

なお、今年度こちらのパンフレットを更新予定としております。

最後に、資料5「令和6年度なわて子育て応援ブック」についてです。

今年度版を6月に作成しました。この冊子の2ページには、先ほどの四條 畷市子ども基本条例について、子どもの権利、大人の支援を掲載しており、19ページには、小学校への準備の中で、友達との関係について触れております。

この冊子については、転入・出生の手続きをする家庭に配布しているほか、

こども未来部の窓口や子育て総合支援センター等の公共施設をはじめ、JR の駅やイオンモール四條畷の広報ラック等にて配架しております。

説明は以上でございます。

小寺会長: ただいま、事務局から3点説明がありました。何かご意見等がありましたら、お願いします。

他にございませんか。その他に事務局から何かありますか?

事務局: それでは最後に事務連絡になりますが、次回の会議の予定をご連絡させていただきます。

本協議会は、年2回の開催としておりまして、次回は、12月24日(火曜日)14時を予定しております。また、開催日が近づきましたら案内文書を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

小寺会長: ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

特に無いようですので、これで「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」 の審議は終了いたします。